



公印省略

22医年第532号

平成22年8月31日

社団法人 小郡三井医師会
会 長 蒲池 壽 様

久留米市長 植原 利則

乳幼児等医療費の助成対象拡大に伴う取扱いについて（依頼）

平素より、乳幼児等医療をはじめ医療費支給制度の円滑な実施につきまして、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、現在、久留米市乳幼児等医療費支給制度においては、6歳就学前の乳幼児の医療費の一部を助成しておりますが、新たに、小学生の入院に係る医療費の一部を、平成22年10月診療分から助成することになりました。

支給方法は、6歳就学前の乳幼児につきましては、従来どおり乳幼児医療証を使用する現物給付を原則とし、小学生につきましては、すべて現金給付（医療証の交付は行わず、医療機関で3割の自己負担を支払い、後日、市役所窓口で償還払いの申請をする方式）とすることとしております。

具体的には、下記の内容で予定しておりますので、関係機関並びに会員の皆様への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

6歳就学前の乳幼児

現物給付 *ただし、次のような場合は現金給付

- ・乳幼児等医療証の提示をしなかった場合
- ・他法公費負担の医療証を提示する場合
- ・県外医療機関で受診する場合

小学生

現金給付

- * 小学生の入院に係る医療費の一部助成は、久留米市独自の制度となります。
- * 乳幼児等医療証の有効期間は6歳に達する日以後最初の3月31日までで、これまでと変更ありません。
- * 9月までに、制度周知のためのポスター・チラシ等を配布させていただきますので、掲示・配布等へのご協力をお願いします。

担当：久留米市健康福祉部医療・年金課

TEL 0942-30-9034

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 蒲池 壽

久留米市からのお知らせです

平成22年10月診療分から

小学生の入院にかかる 医療費の一部助成が始まります



対象となる方（入院にかかる医療費の助成を受けることができる方）

- 1 久留米市に住み住民基本台帳に記載、または外国人登録されている12歳到達後最初の3月31日までの児童
- 2 健康保険に加入していて、生活保護を受けていない方
- 3 医療費の助成がある施設に入所していない方
- 4 ひとり親家庭等医療の受給対象者でない方

※保護者の住所が久留米市で、児童の住所が久留米市以外の場合はご相談ください。

- 助成を受けるためには市役所へ申請が必要です。
- 申請は医療機関へ入院費の支払いが済んでからの受付になります。
- 詳しい制度内容や申請手続きの方法については医療・年金課へお問い合わせください。

問合せ

久留米市役所 健康福祉部 医療・年金課

電話：0942-30-9034 FAX：0942-30-9752

E-mail：iryounen@city.kurume.fukuoka.jp

久留米市

平成22年10月診療分から

小学生の「入院」にかかる医療費の一部助成が始まります。

手続きは以下 ①～⑤ のとおりです。ご不明な点はお問合せください。



① 医療機関の窓口で自己負担分(3割)を支払います

医療機関の窓口で健康保険証を提示して、医療費の自己負担分(3割)を支払います。
支払われた医療費(保険適用分)のうち、自己負担限度額を超えた額が助成されます。

自己負担
限度額

1つの医療機関ごとに

1日あたり **500円**

(1ヶ月 3,500円限度)

② 加入されている保険者へ、確認をお願いします

入院にかかる費用が健康保険の高額療養費に該当する場合があります。保険者に確認され、該当する場合は、保険者から高額療養費の支給を受けた後、③の書類をそろえてください。
高額療養費の請求手続きについては、直接、加入している保険者へお問合せください。

③ 市役所へ申請する前に必要な書類をそろえます (久留米市国保以外の方)

入院にかかる費用のうち保険給付額の確認のため、保険者が発行する **A**、**B** または **C** の書類が必要です。

A 高額療養費の支給決定通知書(支給決定通知書)

…高額療養費が該当しない場合は不要

B 保険診療が行われた証明(療養費支給証明書)

C 医療費通知書

※ **B**「療養費支給証明書」は保険者への申請が必要です。申請書は市役所に準備しております。または、市のホームページからダウンロードできます。

④ 市役所窓口で申請します

【申請に必要なもの】

- 健康保険証(受診者分)
- 印鑑(保護者分・認印可)
- 通帳(保護者分・ゆうちょ銀行可)
- 領収書(領収印があり、診療点数が確認できるもの)
- ③の **A**、**B** または **C** の書類
(久留米市の国民健康保険に加入している場合は必要ありません)

【受付窓口】

- 市役所1階 医療・年金課
- 各市民センター(耳納・千歳・高牟礼・上津・筑邦)
- 各総合支所 市民生活課(田主丸・北野・城島・三潴)

【受付時間】

- 月～金曜日(8時30分から17時15分※)
- ※木曜日のみ19時まで受付けます。

※医療費の支払日の翌日から5年経過すると、請求できなくなります。

⑤ 助成額が支給されます

保険者が負担した額を確認した後に、支払処理を行いますので、申請から入金までに時間がかかる場合があります。

計算例 10日間入院され、医療費60,000円を負担された場合

窓口負担(3割)
60,000円

自己負担限度額
3,500円

医療費助成額
56,500円

健康保険法が適用されない診療や、入院時の食事代・部屋代などの**保険適用外**の費用は助成の対象外となります。また、高額療養費に該当する額は助成の対象となりません。

～ご注意ください～

- ① 通院に係る医療費や治療用装具にかかる費用は助成できません。
- ② 他の公費医療制度の受給資格をお持ちの方は、助成できない場合や、既に助成を受け負担された額との差額の申請が必要な場合があります。

久留米市